

[事案 28-133] 新契約無効請求

・平成 29 年 10 月 27 日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 28-134] の申立人の兄弟である。

<事案の概要>

契約時、募集人が元金保証であるとの説明を行ったこと等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 3 月に契約した変額個人年金保険について、以下等の理由により、一時払保険料相当額を返還してほしい。

- (1) 募集人は、「元金保証型でノーリスクの商品である」と勧めた。
- (2) 契約後にも、募集人から、本契約は元金保証であると説明を受けるとともに、保険会社の
本社部門名義で、本契約は元本保証型の商品である旨の「お詫び」と題した文書が届いた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は元本保証がある旨の説明はしていない。また、パンフレット等には積立金、年金原資、年金等には最低保証がないことが記載されている。
- (2) 「お詫び」と題する文書は、当社が作成したものではなく、募集人が独断で作成したものである。また、これは別の契約に対するもので、本契約に対するものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人 2 名のうち、1 名については協力が得られず、もう 1 名については死亡のため、募集人の事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張どおりの誤説明等があったと認めることは困難であるものの、募集人が申立人に交付した「お詫び」の記載内容からすれば、募集人が本契約について元金保証型のノーリスクの商品であると説明をしたという可能性も否定しきれないことから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。